

日専連 E T C カード利用特約

本特約は、日専連カードの会員規約（個人用、法人用）に付帯して適用されます。

第 1 条（用語の定義）

本特約における用語は、以下のとおり定義するものとします。

1. 「日専連 E T C カード」（以下「本カード」という。）とは、道路事業者が運営する E T C システムにおいて利用される通行料金決済のための専用クレジットカードをいいます。
2. 「E T C 会員」とは、株式会社日専連ホールディングス（以下「当社」という。）所定の日専連カード（以下「親カード」という。）会員規約（個人用、法人用をいい、以下併せて「会員規約」という。）に定める会員のうち、本特約および道路事業者が別途定める E T C システム利用規程（以下「E T C システム利用規程」という。）を承認のうえ当社に本カードの申込をされ、当社がこれを認めた方をいいます。
なお、E T C 会員のうち、会員規約に定める本会員（会員）およびその家族会員、法人会員およびそのカード使用者を、それぞれ「E T C 本会員」、および「E T C 家族会員」、「E T C 法人会員」および「E T C カード使用者」といいます。
3. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者で道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち当社と提携するクレジットカード会社が E T C クレジットカード決済契約を締結した事業者をいいます。
4. 「E T C システム」とは、道路事業者所定の料金所において E T C 会員が本カードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して道路事業者所定の料金（以下「通行料金」という。）の決済を行うシステムをいいます。
5. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための装置をいいます。
6. 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所の E T C 車線に設置された E T C 会員の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。
7. 「本契約」とは、本特約を内容とする当社と E T C 会員との間の契約をいいます。

第 2 条（本カードの発行・貸与）

1. 当社は、会員規約に基づき貸与している親カードに追加して、本カードを発行し貸与します。なお、本カードは、親カード 1 枚につき 1 枚に限り発行されます。
2. 本カードを受領されたときは、本カードに表示された氏名がご自身のものであることを確認のうえ、すみやかに当該本人カードの署名欄に E T C 会員自身が自己の署名をし、親カード同様善良なる管理者の注意をもって使用し、管理するものとします。
3. 本カードは、E T C 会員のみが利用でき他人に貸与、譲渡、質入したり、担保提供に使用するなど本カードの占有を第三者に移転することができません。

第 3 条（本カードの機能、利用方法）

1. 本カードは、親カード（会員に貸与している親カードが複数枚ある場合は、本カード申込時に当社所定の方法により当該 E T C 会員が指定した親カードのみを指すものとします。以下同じ。）に付帯するクレジットカードとして、道路事業者が定める E T C 利用可能道路において利用することで、親カードと同様の決済サービスを受けることができます。
2. E T C 会員は、本カードを車載器に挿入し車載器と路側システム間で必要な情報を無線通信することにより通行料金を決済することができるものとします。なお、入口と出口で、同一の車載器に同一のカードを挿入し利用しなければなりません。
3. E T C 会員は、当社が認めた場合および道路事業者所定の E T C マークのある料金所（以下「料金所」という。）において、本カードを提示することで通行料金を決済することができるものとします。
4. E T C 会員は、本カードを道路事業者が別途定めるハイカ・前払残高管理サービス利用約款（以下「ハイカ・前払約款」という。）に基づき、登録カードとしてユーザー登録中で、かつハイカ・前払約款で定める残高がある状態において、ハイカ・前払残高管理サービスを利用することができます。
5. E T C 会員は、本カードを道路事業者が別途定める E T C マイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、登録カードとしてユーザー登録手続きを行うことにより、E T C マイレージサービスを利用することができます。

第 4 条（本カードの有効期限）

本カードの有効期限は、親カードと別に当社が指定する年月の末日までとし、本カードに表示します。また、本カード更新は、当社が引き続き E T C 会員として認める場合に行います。

第 5 条（本カードの利用可能額）

1. 本カードの利用可能額は、会員規約により当社が定めた親カードの利用可能額の範囲以内とし、E T C 本会員または E T C 法人会員に通知するものとします。
2. E T C 本会員または E T C 法人会員は、利用可能額を超えて本カードが利用された場合、当然に当該超過分を含めた利用額全額の支払義務を負うものとします。

第 6 条（費用等の負担）

1. E T C 本会員または E T C 法人会員は、当社に対し、本カードの有効期限更新の都度、本カードを更新する発行手数料として、所定の費用を支払うものとします。
2. 前項は、第 9 条により本カードを再発行する際にも適用されます。
3. E T C 本会員または E T C 法人会員は、当社に対し、当社所定の本カードにかかる年会費（E T C 家族会員、E T C カード使用者の有無・人数によって異なる。）を親カードの年会費とは別に E T C ご利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、支払われた年会費は原則返戻しないものとします。

第 7 条（利用代金等の支払）

1. E T C 会員による本カードの利用は、全て親カードの利用とみなされるものとし、本カードの利用代金は、

親カードの利用代金と合算して親カードと同様の方法で支払うものとします。

2. 本カード利用代金の支払方法は 1 回払とします。ただし、親カードについて別途定めがある場合は、当該定めによるものとします。なお、親カードの利用明細書と別に本カード利用代金のみを記載した利用明細書は発行されません。
3. 本カード利用代金は、道路事業者作成の請求データに基づくものとします。なお、道路事業者作成の当該請求データに疑義がある場合は、E T C 会員と道路事業者との間で解決するものとし E T C 本会員または E T C 法人会員は、当社に対する支払義務を免れないものとします。
4. 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら通行料金を E T C 会員より徴収することがあります。

第 8 条（本カードの紛失、盗難等）

1. 本カードの紛失・盗難については、会員規約の定めが準用されます。ただし本カードを車載器に挿入したままによる等、車内に放置していた場合に生じた損害は、E T C 会員に重大な過失があったものとみなします。
2. 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 4 項のサービスを受けている E T C 会員が、本カードを紛失・盗難等した場合、自己の責任で道路事業者に対しハイカ・前払残高サービスの利用停止の申出を行うものとします。この場合、当該申出にかかるユーザー登録において登録カードとして登録された他の E T C クレジットカードの利用についても割引が適用されないことをあらかじめ了承するものとします。また、当社は、第三者の不正利用による残高の減少および利用停止を申出たユーザー登録において登録カードとして登録された他の E T C クレジットカードの利用が割引対象とならないことなどについて一切の責任を負わないものとします。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、第 3 条第 5 項のサービスを受けている E T C 会員が、本カードを紛失・盗難等した場合、自己の責任で道路事業者に対し E T C マイレージサービスの利用停止の申出を行うものとします。また、当社は、第三者の不正利用により E T C マイレージサービスが利用されるなどについて一切の責任を負わないものとします。

第 9 条（本カードの再発行）

1. 本カードの再発行については会員規約の定めを準用するものとし、E T C 本会員または E T C 法人会員は、当社所定による再発行手数料（E T C 家族会員、E T C カード使用者の有無・人数によって異なる。）を本カード利用代金と同様の方法により支払うものとします。ただし、E T C 会員の責によらず、本カード自体に E T C システム利用の障害となる明らかな原因があると認められた場合は、この限りではありません。
2. 本カードの再発行により E T C 会員の会員番号が変更となった場合、道路事業者が実施するハイカ・前払残高管理サービス、E T C マイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度その他道路事業者が実施する登録型割引制度を利用する E T C 会員は、自ら、道路事業者所定の変更手続を行うものとし、当該手続が完了するまでの間、本カードの利用がそれらの制度における割引の対象とならないことを E T C 会員はあらかじめ承諾するものとします。なお、当社は、本カードの利用が割引対象とならない

ことなどによりE T C会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第 10 条（利用停止措置）

1. 当社は、E T C会員が本特約または会員規約に違反した場合や本カードまたは親カードの利用状況が適当でないと認めた場合、E T C会員に通知することなく本カードの利用停止の措置をとることができるものとします。
2. 前項に定める措置または第 11 条に基づく解約・解除等の措置を原因として道路上で事故や第三者との紛争が発生した場合、当社はこれを解決もしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとし、E T C会員自身が自己の責任でこれを解決するものとします。また、ハイカ・前払残高管理サービス、E T Cマイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度その他道路事業者が実施する登録型割引制度が割引対象にならないことにより、E T C会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（解約・解除等）

1. E T C会員は、当社所定の方法により本契約を解約することができます。
2. 本契約は、次のいずれかに該当した場合、（1）（2）は当然に（3）については当社の通知により解除されるものとします。
 - （1）E T C会員が会員規約に基づき親カードを解約し、または会員規約を喪失したとき
 - （2）当社が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき
 - （3）E T C会員が本特約または会員規約に違反し、または本カードもしくは親カードの使用状況が適当でないと当社が判断したとき
3. E T C会員もしくはE T C法人会員が本契約を解約し、または解除された場合、当該会員にかかるE T C家族会員もしくはE T Cカード使用者の本契約は当然に終了し、当該E T C家族会員もしくはE T Cカード使用者に貸与された本カードは失効するものとします。
4. 前 3 項の場合、E T C会員はただちに本カードを当社に返却するものとします。

第 12 条（個人情報の取扱いに関する同意事項）

E T C会員は、当社がE T C会員の情報を以下に定める目的で道路事業者に対して通知、提供する場合があることに同意するものとします。

1. E T C会員がハイカ・前払残高管理サービス、E T Cマイレージサービスのユーザー登録（本条において変更登録を含む）に際して本カードの会員番号を誤って登録した場合、道路事業者が当該E T C会員のユーザー登録を有効に完了するために、当社がE T C会員に代わって道路事業者に対し、当該E T C会員の氏名および会員番号に関する情報を通知すること。
2. 第 7 条第 4 項において「道路事業者が自ら料金を徴収する」ために、当社が道路事業者に対してE T C会員の氏名、住所、電話番号の連絡先に関する情報を提供すること。

第 13 条（当社免責事項）

1. 当社は、E T C会員に対して理由のいかんを問わず道路上または料金所での事故や第三者との紛争、E T Cシステムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。
2. 当社は、本カードに付帯される道路事業者所定のサービス等に基づく、E T C会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（特約の改定）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページで公表する方法又は当社所定の方法により会員へ通知するなどにより会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。
 - (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 当社があらかじめ変更内容を通知又はホームページで公表するなどにより会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。なお、本特約に定めない事項については、会員規約が優先的に適用されるものとします。

第 15 条（利用規程の遵守）

E T C会員は、E T Cシステム利用規程ならびに車載器業者が定める取扱方法を遵守し本カードを利用するものとします。

第 16 条（準用規程）

本特約に定めない事項は、会員規約によるものとします。

2025.03
